

令和 8 年度
第 5 回石巻市農業委員会定例総会会議録

令 和 8 年 8 月 2 7 日

石 巻 市 農 業 委 員 会

第5回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和8年8月27日 午後1時28分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

閉 会

出席委員（１８名）

１番	松	川	一	生	委員	２番	今	野	真	理	委員
３番	前	野	利	春	委員	４番	齋	藤	忠	直	委員
５番	後	藤	嘉	伸	委員	７番	石	川	雅	洋	委員
８番	細	川	淑	子	委員	９番	高	橋	生	一	委員
１０番	佐々木			洋	委員	１１番	伏	見	さと子		委員
１２番	岡	田	正	男	委員	１３番	高	瀬	禎	司	委員
１４番	佐々木		文	彦	委員	１５番	高	橋	善	宏	委員
１６番	高	橋	由	佳	委員	１７番	遠	藤	章	一	委員
１８番	武	山		勝	委員	１９番	高	橋	千代恵		委員

欠席委員（１名）

６番	近	藤		茂	委員
----	---	---	--	---	----

出席農地利用最適化推進委員（２０名）

２０番	山	田	信	悦	委員	２１番	木	村	和	広	委員
２２番	保	原	政	美	委員	２３番	渥	美	浩	晃	委員
２４番	武	山	礼	二	委員	２５番	佐々木			繁	委員
２６番	首	藤	勝	博	委員	２７番	山	口	修	一	委員
２８番	佐	藤	和	隆	委員	２９番	佐々木		勝	行	委員
３０番	安	部	秀	逸	委員	３１番	渡	邊	孝	彦	委員
３２番	伊	藤		功	委員	３３番	中	村	和	徳	委員
３４番	山	田	茂	樹	委員	３５番	遠	藤	雅	宏	委員
３６番	西	條	健	一	委員	３７番	榊	田	有	司	委員
３８番	西	條		勲	委員	３９番	阿	部	正	展	委員

説明のため出席した者

事務局職員出席

阿部		洋	事務局	局長	高橋	達典	事務局	次長
首藤	真利		事務局	長補佐	日野	一典	主	幹
佐藤	友人		主	幹	本田	亨	主	任主事
山本	万里		主任	主事	横山	真奈美	主	事

○阿部洋事務局長 ただいまから令和８年度第５回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○阿部洋事務局長 総会開会にあたりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 ― 挨 拶 ―

○阿部洋事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第７条第１項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願いいたします。

午後 1 時 3 2 分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いします。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は20名であります。近藤茂農業委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第 2 項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がございますので、本日の議事録署名委員は議席番号15番高橋善宏委員、16番高橋由佳委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言願います。

◎報告第 1 号～報告第 3 号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第 2、報告第 1 号、使用貸借の解約による通知についてから、報告第 3 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がございますので、一括して報告いたします。事務局より報告願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第 1 号、使用貸借の解約による通知について、ご報告いたします。議案書は 1 ページです。今月の受理件数は 1 件で、解約の理由は、売買によるものでございます。

続きまして、報告第 2 号、農地法第18条第 6 項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書は 2 ページから15ページです。今月の受理件数は30件で、解約の理由は、売買によるものが28件、耕作者の都合によるものが 1 件、転用によるものが 1 件でございます。

続きまして、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は16ページです。今月の受理件数は1件で、転用目的は、通路とするものでございます。

報告は、以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第3号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。事務局から議案の内容について、説明願います。

○本田亨主任主事 議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明いたします。議案書は17ページから42ページになります。また、参考として、資料1として農用地利用集積等促進計画案一覧表を添付しておりますので、ご参照願います。今月の案件は、所有権移転、田81筆、面積137,120平方メートル、畑1筆、面積473平方メートル、合計28件、82筆、137,593平方メートルです。なお、一覧表の2列目に議案書番号を表記しておりますが、一つの農地売買につき、農地中間管理機構が土地所有者から買う案件と、中間管理機構から耕作者に売り渡す一連の案件が、それぞれ議案書では別番号を搭載されております。つきましては、合計56件となっておりますので、ご留意願います。所有権の移転を受ける耕作者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事している農業者となっております。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農家相談委員会による審査結果について、農家相談委員会佐々木洋委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農家相談委員長 議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご報告いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から意見を求められた件について、去る8月18日開催の農家相談委員会において、農用地利用集積等促進計画案を審査したところ、所有権の移転を受ける耕作者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているものと認められます。つきましては、本件、所有権の移転56件の計画案に同意し、承認相当との意見を付すべきと判断いたしました。

以上、報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました。所有権移転56件について、審議いたします。ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。本案にかかる農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、原案のとおり計画に同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案、所有権移転56件にかかる農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、原案のとおり計画に同意することに決しました。

それでは、本案、所有権移転については、承認相当意見を付して、宮城県農地中間管理機構に回答することに決しました。

◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。事務局から議案の内容について説明願います。

○日野一典主幹 それでは説明いたします。

はじめに番号1、議案書の43ページ、併せまして、別添の地図資料の1ページをご覧ください。当該地は、令和2年に取得した土地で、平成5年から農業用の機械置き場等として利用されてきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

次に番号2、議案書は同じく43ページ、地図資料は2ページをご覧ください。当該地は、平成27年に相続した時点で既に耕作されておらず、原野化したものでございます。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号3、議案書は44ページ、地図資料は3ページをご覧ください。当該地は平成元年10月31日に農地法第5条の許可を得て、そのとおりに転用した土地でございます。

次に番号4、議案書は同じく44ページ、地図資料は4ページをご覧ください。当該地は、労働力不足のために耕作できずに原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号5、議案書は45ページ、地図資料は5ページをご覧ください。当該地は、平成20年に相続した土地ですが、管理できずに原野化したものでございます。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地でございます。

次に番号6、議案書は同じく45ページ、地図資料は6ページをご覧ください。当該地は、令和8年2月に相続した時点で倉庫が建っていたものです。平成20年の航空写真では既に建築されていたことが確認でき、非農地となって長年が経過した土地でございます。

次に番号7、議案書は同じく45ページ、地図資料は7ページをご覧ください。当該地は、市街化区域内の土地で公衆用道路となっているものです。平成3年11月29日に農地法第4条の届出をし、そのとおりに転用した土地です。

次に番号8、議案書は46ページ、地図資料は8ページをご覧ください。当該地は、市街化区域内の土地で、昭和58年に倉庫を建築して利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

次に番号9、議案書は同じく46ページ、地図資料は9ページをご覧ください。当該地は、平成31年に相続したものの、市外に住んでいるため耕作できずに原野化したものでございます。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

次に番号10、議案書は同じく46ページ、地図資料は10ページをご覧ください。当該地は、昭和49年に隣接する土地に住宅を建築した時から、宅地として一体的に管理してきたものでございます。非農地となって20年以上が経過した土地です。

次に番号11、議案書は47ページ、地図資料は10ページで同じものでございます。当該地は労働力不足のため耕作できずに原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

非農地証明申請については以上です。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会後藤嘉伸委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。8月18日開催の農地調査委員会において、書類審査等を行い、審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。本案について、願い出のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案について、証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の内容について、説明願います。

○佐藤友人主幹 それでは、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は48ページから53ページになります。また、参考として、資料2、農地法第3条の規定による許可申請一覧表を添付しておりますので、ご参照願います。今月の申請件数は10件で、売買による所有権移転は、8件、田5筆、畑4筆の合計9筆、合計面積は6,714平方メートルです。次に、使用貸借による権利の設定は、2件、田28筆、畑2筆の合計30筆、合計面積は74,629平方メートルです。設定期間はいずれも10年です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会佐々木洋委員長から審査結果について、報告願います。

○佐々木洋農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。先の農家相談委員会において、現地写真等による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について、許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました。その中に、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、番号3番についてを議題といたします。議席番号■番、■■番委員は退席願います。

（■番■■番委員 退場）

○議長（高橋千代恵会長） 本案、番号3番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。本案については、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案については、原案のとおり許可することに決しました。

議席番号■番、■■番委員は入場願います。

（■番■■番委員 入場）

○議長（高橋千代恵会長） 議席番号■番、■■番委員に申し上げます。本案、番号3番については、原案のとおり許可することに決しましたので、ご報告いたします。

○議長（高橋千代恵会長） 改めまして、番号3番を除いた9件について審議いたします。ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。本案について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案9件について許可を与えることに決しました。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局から議案の内容について、説明願います。

○日野一典主幹 それでは、説明いたします。

はじめに番号1、議案書は54ページ、地図資料は11ページをご覧ください。農業用施設用地とする転用でございます。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当いたします。

次に番号2、議案書は54ページから55ページ、地図資料は12ページをご覧ください。農業用施設用地とする転用です。農地区分は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、農業用施設用地の例外規定が適用されます。また、一部は農振農用地となっていますが、用途区分の変更手続きが進んでおります。

次に番号3、議案書は55ページ、地図資料は13ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当いたします。

次に番号4、議案書は同じく55ページ、地図資料は14ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とする転用です。農地区分は小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当いたします。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会後藤嘉伸委員長から審査結果について、報告願います。

○後藤嘉伸農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。先の農地調査委員会において、書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案4件について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。本案について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案4件について、許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7、議案第5号、農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。事務局から議案の内容について、説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、説明いたします。本案は、農地法の運用についての第4に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて、判断を求めるものであります。昨年

度の農地利用状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる農地としてB判定となり、荒廃化して山林原野とされた農地177筆です。議案書の56ページから67ページをご覧ください。石巻全域の田60筆、畑117筆、面積合計129,516平方メートルです。判断を求めるにあたり、農地調査委員会において、航空写真による確認を実施しました。その結果、山林原野化し、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、また、周囲の状況から見て、その土地を復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地には該当しないと思料するものであります。今回、非農地と判断されたものについては、対象地の所有者117名に、また、県、市及び法務局に対して、対象地は農地に該当しない旨を通知し、登記地目の変更を促すとともに、対象地を農地台帳から削除することになります。筆界未定となっている筆については、地目変更が困難であるため、農地台帳から削除する旨の通知を行います。なお、議案提出にあたり、本来であれば、位置図を添付するところではありますが、筆数が多いこと及び広範囲であることから、議案書に添付することができませんでした。確認のための資料として公図を重ねた航空写真を会場外に用意しておりますので、後程ご確認ください。

以上の説明となります。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会後藤嘉伸委員長から審査結果について、報告願います。

○後藤嘉伸農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農地調査委員会において、事務局から説明を受け、利用状況調査等の結果を踏まえ、航空写真をもちいて、一筆ごとに確認を行いました。農地法の運用について第4の判断基準に基づき審議した結果、非農地とすることが相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議案精査に入ります。会場の外に航空写真を用意しております。ただいまの時刻は、午後1時57分でございますので、議案の精査は5分程度とし、午後2時5分まで終えるようお願いいたします。

それでは、会場外にて議案精査をお願いいたします。よろしく願います。

〔精査 午後1時57分～午後2時5分〕

○議長（高橋千代恵会長） それでは、会議を再開します。ただいま精査いただきました本案について、ご意見ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。本案について、全て非農地と判断することで、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案177件について、全て非農地と判断することに決しました。

◎閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で、今、定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。
これをもちまして、令和8年度第5回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時6分 閉会